

2018 年 12 月

東京医科歯科大学卒業生の皆様

学生支援事務局

奨学生であった皆様へ

本学での学業・実習等を終えられ、今はご活躍のことと存じます。

特に、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと思います。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。

最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがあります。そのようなことがないように、改めて《注意喚起》するために、この掲示をいたします。

あなたの返還金は、登録したリレー口座から、きちんと引き落とされていますか。あるいは、リレー口座の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。返還のしおりに電話番号が記載されています。ご相談の際には、奨学生番号を忘れずに伝えてください。

もし、このお知らせを見た時点で、すでに返還を開始していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

平成29年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル 03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、こちらをご参照ください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>